

化審法の改正について思うこと

制定三十年を迎える化審法の改正が十五年ぶりに行われる。環境省、経済産業省、厚生労働省の三省は、化審法改正案を国会に提出すべく作業を進めている。十一月に入って、三省審議会の合同会議がスタートして審議が本格化し、順調に行けば、十二月末までに実質審議が終了する見込みであり、これを受けて法案づくりが進められるものと思われる。

今回の改正の焦点は、(1)人の健康のみに着目してきた化審法に、生態系保全を図るためのスキームを新たに導入すること、及び、(2)化審法全体の効果・効率の向上をさらに進めるための方策を盛り込むこと、の二点にある。化審法の改正は、十五年ぶりのことであり、化学産業界としても、改正問題に積極的・意欲的に取組まなければならない。

具体的な改正点について論ずる前に、基本認識をはっきりさせておく必要がある。この点について、私は、環境基本法に、化審法の基本理念がはっきり示されていると考えている。環境基本法は、リオデジャネイロで開催された地球環境サミットで提唱された「持続可能な発展」の考え方を踏まえ、その基本理念として、「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ」「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら」「持続的に発展することができる社会を構築する」(第4条)と謳っている。いわゆる「環境の保全と経済の発展」の両立の理念である。この理念に異を唱える人はいないと思うが、この理念を実現していく過程で、個々の課題の対応が、環境の保全と経済の発展についての見方如何によって、大きな差を生ずることが少なくない。ややもすると、環境の保全か経済の発展かのいずれか一方に力点を置きすぎて、二者択一のような対応となり、結果的に全体としてのバランスを欠いてしまうことがある。このようなことは、厳に慎むべきことであり、地球全体の(我が国だけではない)環境保全、人類が(日本人だけではない)希求する持続可能な発展、そしてやや視点がかわるが、我が国としての持続的な利益(やはり、まず、我が国の国益)などについて複眼的考察を進めることを旨として、総合的に考えていくことが大切である。このことは、理屈としては判っていても、時には大きく、時には微妙に、振れることがあるので、化審法の改正に当たっても常に心して置かねばならない。

このことに関連して、身近かな一つ的具体例を挙げて見よう。我が国の環境政策に関するOECDの環境保全成果レビュー・対日審査報告書の例であるが、この報告書は、生態系保全のための管理スキームの導入を勧告したものとして良く引用される。よく読んでみると、

(1)化学物質管理の効果・効率をさらに向上させること、及び、(2)生態系保全を含むよう規制の範囲を拡大すること、の二点を並列・併記していることに気が付く。つまり、今回の化審法改正の焦点と同じことを指摘しているのである。効果・効率の向上を通じて与えられた資源を活かし、資源の一部を生態系保全に配分すべきではないかとも言っているのである。私流の表現をすれば、生態系保全という個々の課題の対応に当たって、経済の視点に立った上で、同時に、環境の保全というもう一つの大切な視点にも立っているのである。「二兎を追うべからず」は、二つの目標を追い求めることの愚かさの譬えとして用

いられるが、OECD の勧告は、「一兎ではなく、二兎を追うべし」だとしているのである。「環境の保全と経済の発展」の両立という基本理念に関して、全体のバランスの必要性を示した好例ではないかと思うので、引用してみた。また、我が国の環境政策を諸外国がどう見ているのかについての示唆に富む一つの提言としても謙虚に受け止めたい。

ところで、私は、化学産業に身を置き、化学産業で働くことによって経済の発展に貢献し、同時に、環境の保全に対して責任を負う立場にある身である。この立場を明確にした上で、化審法改正に関するいくつかの課題について、私の考えを若干述べてみたい。

最初に、化審法改正に取り組む基本的考え方として、環境の保全と経済の発展の両立を可能とする化学物質管理の手法としては「リスク管理」を、また、その判断基準としては「費用対効果」を共有することを提案したい。産業界に身を置く者から見ると、生態系保全のための新たなスキームの導入は、化審法の「増築」のようなものであり、他方、化審法全体の効果・効率を向上させるための方策は、化審法の「改築」のようなものである。個人住宅の場合もそうだが、改築は難しい。化審法全体の改築はもっと難しいかもしれないが、是非とも、「環境の保全と経済の発展」の両立の理念に照らして全体としてバランスの取れた「増・改築」を同時竣工させてもらいたい。昨年秋からの環境省の検討会においても、さらに、今年の経済産業省の研究会においても、終始一貫して述べてきたことであるが、「増・改築」で最も重要な点は、「リスク評価・管理の概念を導入し、リスクに応じた段階的評価・管理の手法を導入する」ことである。化学物質の有害性だけで製造・輸入について黒／白規制を行うハザード管理は蛇口規制と言われ、規制は単純・容易であるが、実態に即応する柔軟性に欠ける。一方、有害性と曝露の程度を管理手段とするリスク管理は、実態に即した柔軟な管理が可能となり、環境と経済の両立を目指す管理手法として適当である。そのためには、リスクの低減を行う制度の強化も必要となるであろう。

具体的な課題として、まず、第一は、今回の改正のキッカケともいべき生態系保全のための新たなスキームの導入、即ち、「増築」である。化成品工業協会は、早くからその必要性を認識し、生態急性毒性試験（藻類、ミジンコ、魚のいわゆる三点セット）の導入を前提として、積極的に論議に参画してきた。論議が進んだ現時点では、管理・規制の具体案について詰めを残しているものの、大枠については関係者の合意が出来上がりつつあると考えている。今後は、化学物質の有害性と環境への影響（生態影響）を短絡させることなく、その間にリスク管理を介在させることによって、曝露の程度に基づいた、化審法全体としてバランスのとれた管理・規制の具体案がまとまることを心から願っている。

第二の課題は、化審法全体の効果・効率をさらに向上させるための方策、即ち、「改築」であり、いろいろな視点から総合的な検討が進められていると理解している。新規化学物質については、基本的な考え方として、一律に全ての有害性項目の試験・審査を行うのではなく、曝露の程度に応じた段階的な対応をするべきである。具体的には、第一種特定化学物質の可能性を有する難分解・高蓄積性以外のものについては、製造・輸入量が1トンから10トン程度までの低曝露範囲（低リスク範囲）においてはスクリーニング毒性試験を

保留し、また、中間物、輸出専用品等のような超低曝露用途については、現在行っている事前審査の対象外とすることが適当と考えられる。さらに、分解度試験における分解生成物および製品中の不純物について、たとえ1トン以下の少量であっても化審法に基づいた全ての試験データを求める現行制度は改め、曝露量に応じたリスク管理を行うべきである。これらの方策は、開発初期段階における化学物質管理に柔軟性をもたらすものであり、環境に優しい化学物質の研究開発を促進するとともに、競争力を強めること（経済の発展）にも繋がっていくと信じている。さらに付言すれば、環境の保全と経済の発展の実態に即しつつ、効果的・効率的なリスク管理を行うためには、科学の進歩が生み出す新しい試験方法や予測方法（例えば、Q S A R）などの積極的な導入、及び、リスクの低減を進める制度の導入も図るべきであろう。これらの全てについて、着実に関係者の合意が得られつつあると理解しており、何としても、バランスの取れた具体案がまとまることを願っている。

第三は、既存化学物質の点検加速の問題であるが、これも難しい課題である。国際比較をして見ると、我が国だけが大きく遅れているという状況ではない。国際協調が不可欠な課題であるだけに、現在、国と化学産業界が国際的な共同作業として取り組んでいる計画（H P Vイニシアチブ）を着実に推進し、さらに、国と産業界が役割分担を決めて今後とも密接に協力していくことが必要である。いずれにせよ、既存化学物質の点検作業は、一朝一夕に出来ることではなく、忍耐強い継続的な努力が求められている。

第四の課題は、環境省、経済産業省、厚生労働省によるいわゆる「三省共管」の見直し問題である。これは、我が国の行政機構の実態からすると最も難しい「改築」かもしれないが、そう遠くない将来の「一元化」を視野に入れた思い切った対応が必要と考えられる。国、産業界ともに「限られた資源」の有効活用が益々強く求められていく時代になっている。このことについては、既に国民は認識を深めているが、行政機関に身を置く直接の当事者の認識はいま一つ徹底を欠いているのではないか。今般の化審法改正の論議においては、まず、実行可能なものから結論を出して直ちに実行に移し、今後も決して手を緩めることなく、継続的・段階的に見直しを進めて、早期に「改築」を完成させてほしい。

このように、幾つかの大きな課題をもつ今回の化審法改正であるが、関係者が積極的・意欲的に取り組み、国民各層から広い理解と支持を得られるような成果を期待したい。

化成品工業協会 専務理事 松岡 恒雄

（「化学工業日報新聞」に寄稿、2002年11月27～28日
同紙に掲載されたもの）